

介護保険問題 シリーズNo3

介護保険の保険料や利用料の減免を!

格差社会が進む一方、税制改悪や介護保険料などの値上げで住民負担はますます増えます。今回は介護保険料や利用料の減免制度について取り上げました。

市議会議員 笹田トヨ子

大垣市の 介護保険料の減免について

大垣市は3年前の第2期介護保険事業計画策定時、介護保険料の独自減免制度を作りました。(以下の表)

減免対象者は以下の4条件を満たした場合	介護保険料の減免内容
①世帯全員非課税 ②生活保護世帯の基準額と同程度以下の収入 ③市民税課税者に扶養されていない ④資産を活用しても尚苦しい場合	第1段階の保険料の人： 保険料の1/2 1,660円→830円 第2段階の保険料の人： 第1段階の保険料 2,490円→1,660円

厚労省、自治体独自減免制度に 禁止3原則を押しつけ

厚生労働省は自治体が独自に減免制度を設ける場合、「一般財源からの繰り入れ」、「保険料の全額免除」、「資産状況などを把握せず一律の減免」を禁止する3原則を打ち出しました。大垣市もこれに従ったものですが、この制度で減免されたケースはわずかです。

しかし、他の自治体ではこの3原則にとらわれず独自の減免制度を設けているところがあります。愛知県の一宮市などいくつかの自治体では「預金や不動産の制限がなく、本人所得33万円」までが対象です。知立市

では、第1段階の人は、全額免除を行っています。また、半田市の助成制度の財源は一般財源から繰り入れています。

各地で進む 介護保険利用料の減免制度

介護給付限度額まで介護サービスを受ける権利があっても、一部の利用料が払えず必要な介護サービスも我慢し、悪化するケースが増えています。多くの自治体では独自の利用料減免制度を作っていますが大垣市はありません。以下は豊橋市の例ですが、国の「高額介護サービス費」に対して独自の軽減措置を設定しています。

豊橋市の高額介護サービス費の軽減措置

保険料徴収所得区分	国基準 (大垣市も同じ)	豊橋市基準
本人課税 (第4段階以上)	37,200円	37,200円
本人非課税 (第3段階)		12,000円
世帯非課税 (第2段階)	24,600円	8,000円
老齢福祉年金 (第1段階)	15,000円	

また、半田市の助成制度は、「住民税非課税世帯の者」に対して、一部負担金額の2分の1の金額を助成するものです。そしてこれらの減免制度の財源は、一般財源から繰り入れられています。

半田市の介護福祉給付助成

要介護状態区分	助成限度額
要支援	3,075円以内
要介護1	8,290円以内
要介護2	9,740円以内
要介護3・4・5	12,300円以内

安心して介護できる大垣のまちに 大垣市にも利用料の減免制度を!

認知症の妻を絞殺し殺人罪に問われていた老人が、執行猶予の判決後飛び降り自殺をした記事がありました。お金が掛かるからと介護サービスを受けることなく、老人ひとりで認知症の妻を介護していた結果の事件でした。お金がなくても、必要な介護サービスが受けられるようにするのが行政の役割ではないでしょうか。少なくとも、生活保護基準以下の生活を強いられている人には、憲法25条の「健康で文化的な」最低生活を保障するため、生活保護同様の保険料や利用料の全額免除が必要です。

<ご意見・ご質問等はこちらへ>

TEL 81-1383

<http://www.sasada-toyoko.jp/>

e-mail: sanbal@sasada-toyoko.jp